

平成20年7月8日

自立促進援助金制度の見直し素案（事務局試案）

<自立促進援助金制度の現状と見直しの必要性について>

京都市は、これまでの訴訟等の経過を踏まえ、自立促進援助金に係る平成19年度予算を執行せず、平成20年度予算の計上を見送ったところである。

現在、平成19年度に返還を受ける予定であった同和奨学金が未返還の状態となっており、今後も特段の措置を講じなければ、平成20年度以降も、同様の状態となる。

そのため、今後制度をどのように見直すべきか早急に結論を見出し、奨学金の返還手続を行っていく必要がある。

1 返還請求に係る所得判定を実施すべき対象者の範囲について

A案 すべての奨学金貸与者について所得判定を実施する。

B案 平成14年度以降に新規に援助金の支給を受けた者について所得判定を実施する（3次訴訟京都地裁判決に準拠した案）。

B'案 平成13年度以降に新規に援助金の支給を受けた者について所得判定を実施する（1次・2次訴訟大阪高裁判決に準拠した案）。

C案 平成14年度以降に貸与した奨学金の返還分について所得判定を実施する（5次住民監査請求に係る監査結果に準拠した案）。

(1) A案 すべての奨学金貸与者について所得判定を実施する。

（問題点等）

- ・ 1次・2次訴訟大阪高裁判決は、平成12年度以前から援助金を支給していた者に対しては、「受益者に予測外の不利益を与えるおそれがあることから、行政は自ら設定した裁量基準を尊重すべきであり、これに自ら拘束され、裁量の幅が収縮すると解すべき場合もあるというべきことも考慮されるべき」としている。
- ・ 所得判定対象者を遡るほど、制度変更について理解を得るのが困難となる。判決が違法としなかった部分にまで踏み込むこととなるため、法的な争いも予想される。

(2) B案 平成14年度以降に新規に援助金の支給を受けた者について所得判定を実施する(3次訴訟京都地裁判決に準拠した案)

(B'案 平成13年度以降に新規に援助金の支給を受けた者について所得判定を実施する(1次・2次訴訟大阪高裁判決に準拠した案))

(問題点等)

- ・ 同年度に奨学金の貸与を受けた者の間で取扱いに不平等が生じる。(研究会においては、やむを得ないとされている。)
- ・ B案を採った場合、1次・2次訴訟大阪高裁判決が違法とした範囲の者について(B'案を採った場合、3次訴訟京都地裁判決が違法としなかった範囲の者について)、何らかの措置を採るかどうかが問題となる。

(3) C案 平成14年度以降に貸与した奨学金の返還分について所得判定を実施する(5次住民監査請求に係る監査結果に準拠した案)

(問題点等)

- ・ これまでの判決に抵触することとなり、判決に抵触する部分について、何らかの措置を採る必要がある。

2 所得判定基準の在り方について

A案 日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学金貸与基準である現行基準(平成16年3月要綱改正後)とする。

B案 国奨学金の返還免除基準(生活保護基準の約1.5倍)と同基準とする。

(1) A案 日本学生支援機構の奨学金貸与基準である現行基準とする。

(問題点等)

- ・ これまでの裁判での判決や監査委員の監査結果においては、現行基準は違法とは判断されていないものの、基準が緩やかであることについては指摘されている。また、監査委員からは、基準を見直すよう意見を付されている。

(2) B案 国奨学金の返還免除基準と同基準とする。

(問題点等)

- ・ 現行基準より相当厳しい基準となる。

自立促進援助金制度の見直しに係る参考資料

1 教育の状況について

- (1) 中学校卒業生の進路決定の状況の推移 1

2 同和奨学金・自立促進援助金制度の概要について

- (1) 同和奨学金貸与者（自立促進援助金支給対象者）の人数 2
- (2) 同和奨学金貸与者数推移 3
- (3) 自立促進援助金年度別支給額の推移 4
- (4) 同和奨学金の貸与額とその返還計画について（モデルケース） 5

3 同和奨学金返還と自立促進援助金支給の関係について

- (1) 同和奨学金の返還と自立促進援助金支給の関係 6

4 同和奨学金貸与者の世帯収入の状況

- (1) 同和奨学金貸与者の貸与初年度調査における世帯収入の推移 7
- (2) 同和奨学金貸与者の返還時調査における世帯収入の推移(平成16年度以降貸与者分) 8

5 同和奨学金の返還免除基準等について

- (1) 国奨学金の返還免除基準及び自立促進援助金支給基準以内の収入限度額(モデルケース) 9
- (2) 国奨学金の返還免除基準等による返還対象者判定結果等について 10

1 - (1) 中学校卒業生の進路決定の状況の推移

単位: %

卒業年月	区分	合計	全日制			定時制		
			公立	私立	小計	公立	私立	小計
平成11年3月	全市	97.1	54.8	34.0	88.8	4.4	3.9	8.3
	同和	95.7	22.5	65.2	87.7	1.4	6.5	7.9
平成12年3月	全市	96.9	54.8	33.1	87.9	4.6	4.4	9.0
	同和	94.9	29.2	54.7	83.9	3.6	7.3	10.9
平成13年3月	全市	96.7	55.5	32.0	87.5	5.0	4.2	9.2
	同和	91.8	30.9	53.6	84.5	0.9	6.4	7.3
平成14年3月	全市	96.4	55.8	30.8	86.6	5.1	4.7	9.8
	同和	96.0	33.6	49.6	83.2	2.4	10.4	12.8

卒業年月	区分	合計	全日制			定時制			その他
			公立	私立	小計	公立	私立	小計	
平成15年3月	全市	97.5	57.1	31.0	88.1	4.6	3.6	8.2	1.2
	旧同和関係校	97.7	57.0	32.0	89.0	4.4	3.6	8.0	0.7
平成16年3月	全市	97.5	57.8	30.1	87.9	4.3	3.5	7.8	1.8
	旧同和関係校	96.2	56.1	31.9	88.0	3.8	3.3	7.1	1.1
平成17年3月	全市	97.7	59.6	29.5	89.1	3.8	3.4	7.2	1.4
	旧同和関係校	97.5	57.8	30.0	87.8	4.0	4.0	8.0	1.7
平成18年3月	全市	98.2	59.9	29.6	89.5	3.5	3.8	7.3	1.4
	旧同和関係校	98.9	59.5	30.9	90.4	4.1	3.2	7.3	1.2
平成19年3月	全市	97.7	60.7	28.7	89.4	3.3	3.5	6.8	1.5
	旧同和関係校	97.2	57.1	31.7	88.8	4.1	3.1	7.2	1.2
平成20年3月	全市	97.9	60.7	29.7	90.4	3.5	2.6	6.1	1.4
	旧同和関係校	98.2	60.0	30.4	90.4	4.1	2.2	6.3	1.5

※ 「その他」は、高等専門学校及び特別支援学校への進学率。

※ 定時制には、通信制を含む。

※ 平成13年度以前の同和地区の進学率については、同和地区生徒のみを対象として集計したものである。

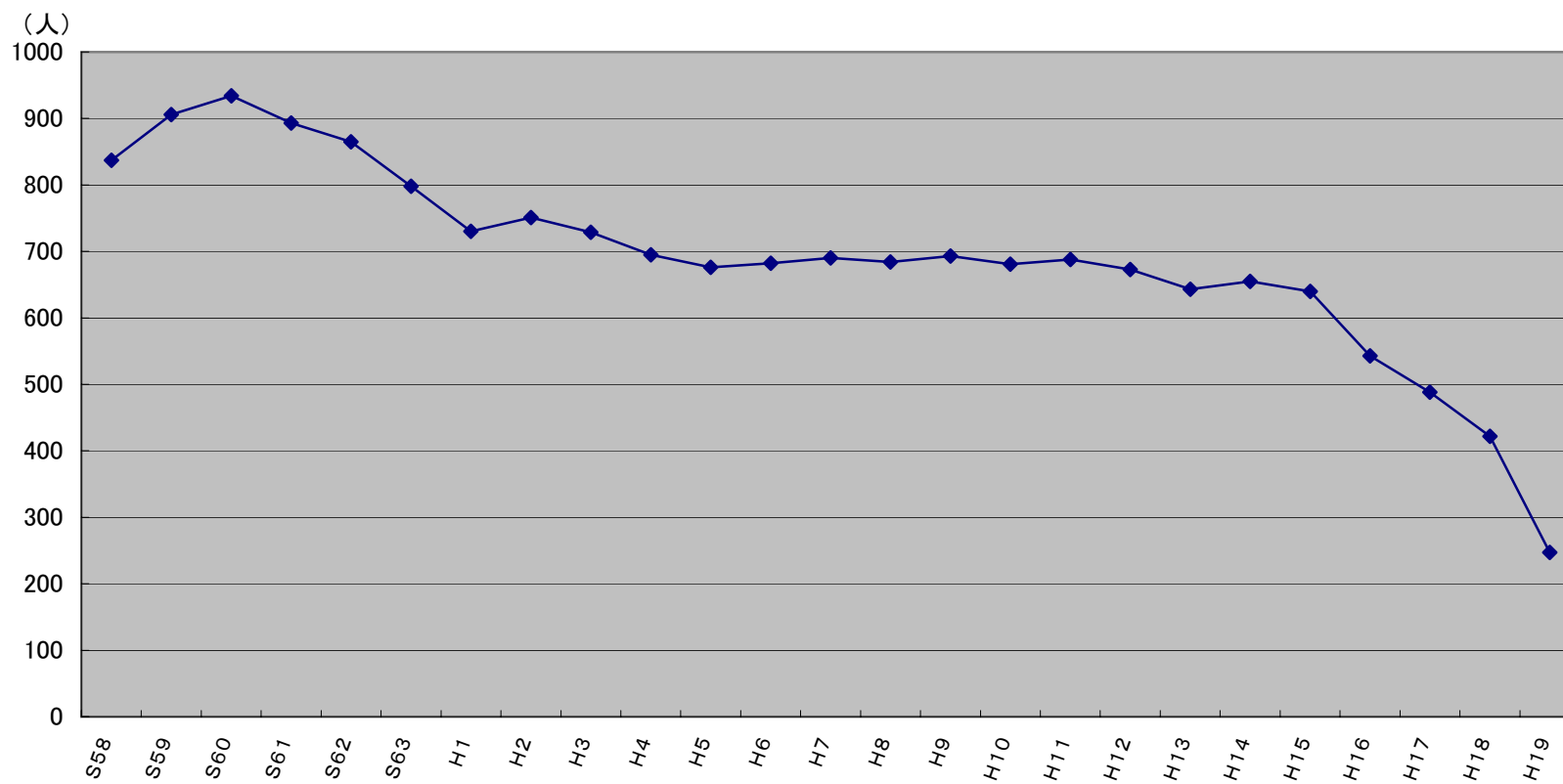
平成14年度以降については、旧同和地区生徒のみを対象とした進学率は調査、把握していないため、旧同和地区を校区に含む中学校(旧同和関係校)の平均進学率を、データ化したものである。

2 - (1) 同和奨学金貸与者（自立促進援助金支給対象者）の人数

	国奨学金	市就学奨励金	合 計	備 考
高校	1,650 人	1,550 人	3,200 人	(高校のみ受給 2,250 人) (大学のみ受給 400 人) (高校・大学とも受給 950 人)
大学	750 人	600 人	1,350 人	
計	延べ 2,400 人	延べ 2,150 人	<u>延べ</u> <u>4,550 人</u>	<u>(実人数 3,600 人)</u>

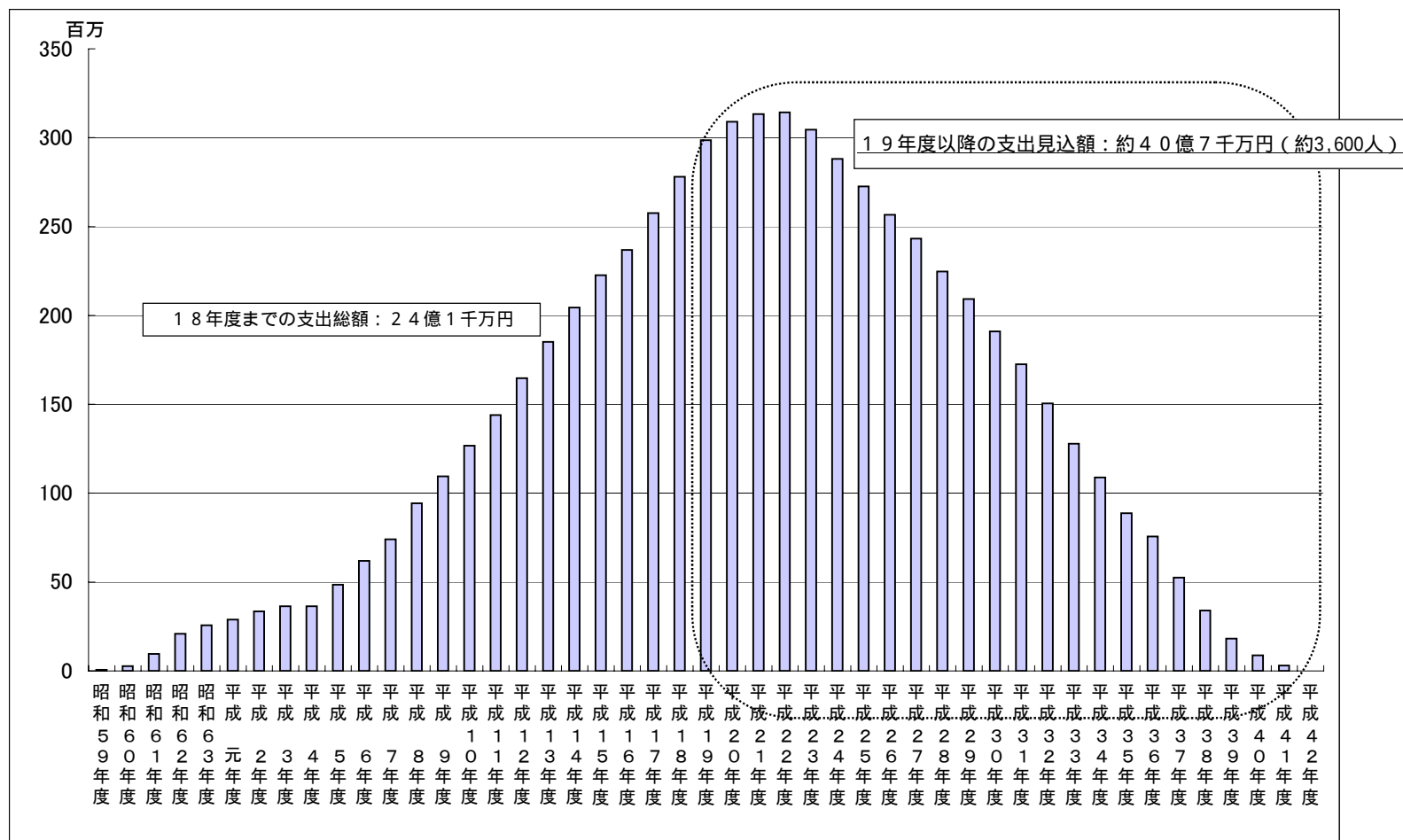
同和奨学金の貸与者で、奨学金の返還が終了していない者の人数（概数）である。

2 - (2) 同和奨学金貸与者数推移



※ 昭和63年頃までは給付制の貸与者数を含んでいる。

2-(3) 自立促進援助金年度別支給額の推移



注)平成18年度までは決算額, 19年度以降は見込額

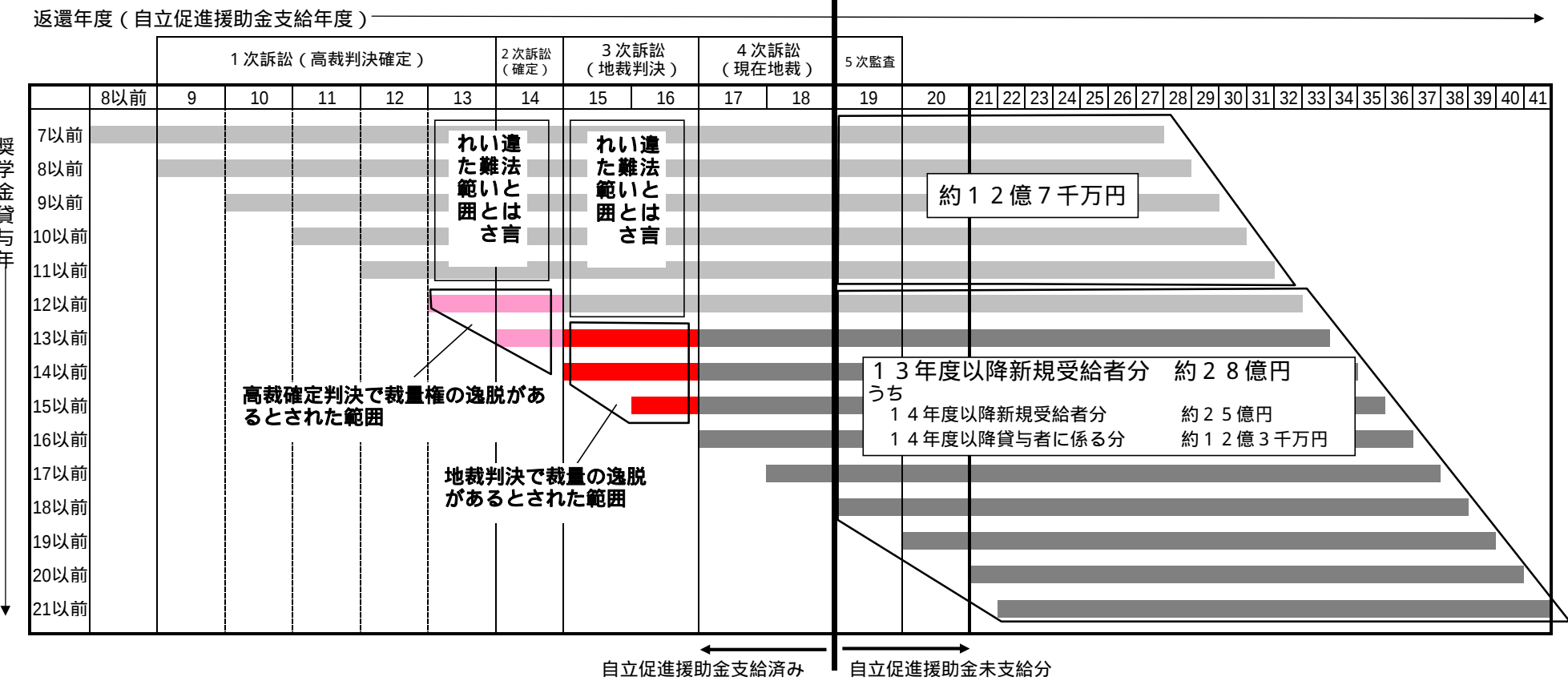
平成16年度以降の貸与分についても、全員に自立促進援助金を支給すると想定

2 - (4) 同和奨学金の貸与額とその返還計画について（モデルケース）

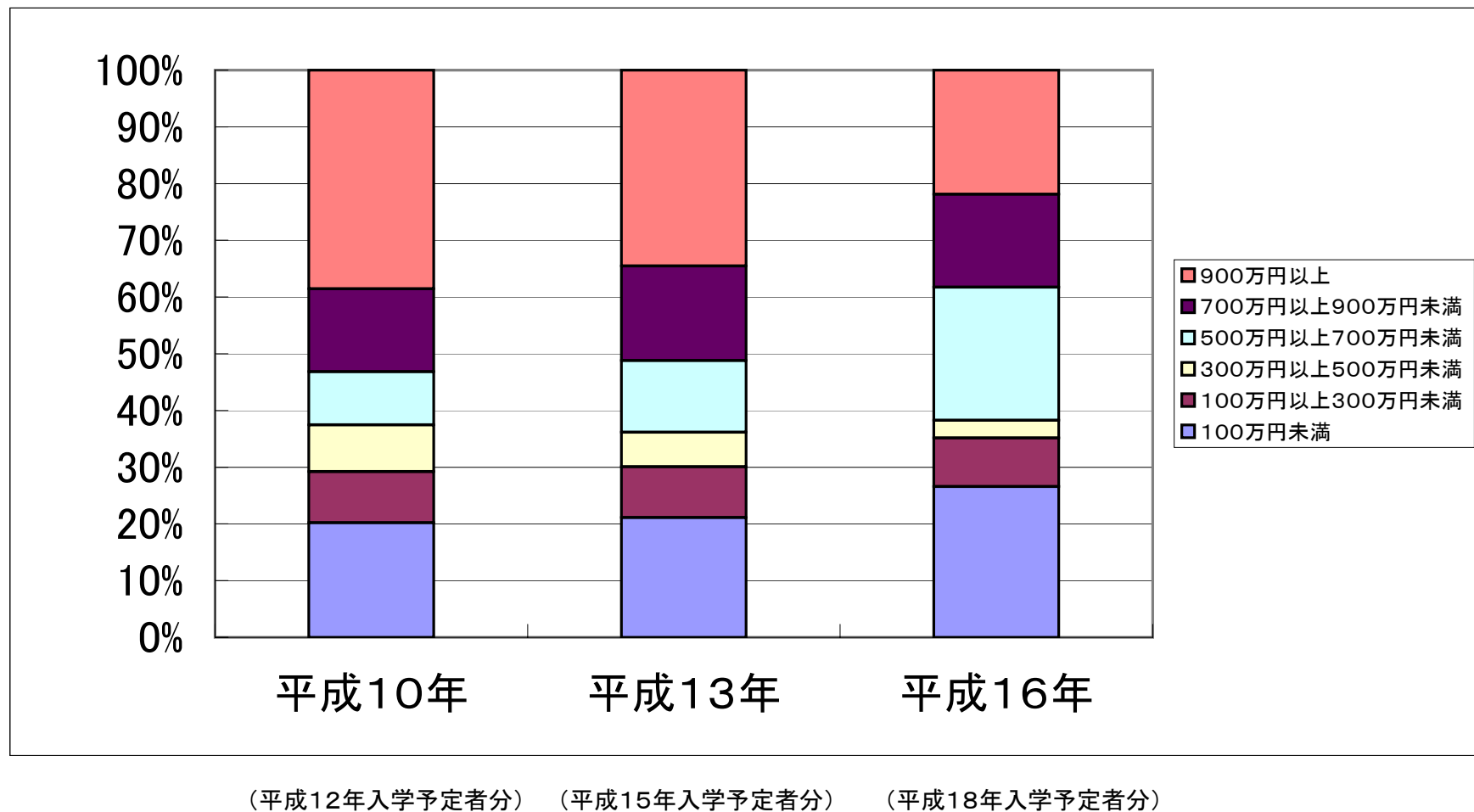
年度	貸 与 額							返 還 計 画	
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14 ~ H18	H19 ~ H33
					高 1	高 2	高 3	既返還額（自立促進 援助金支給済額）	今後の返還額
A					国公立： 貸与額 432,000円 （月額 12,000円 × 12月 × 3年）			108,000円 （年額21,600円 × 5年）	324,000円 （年額21,600円 × 15年）
B					私立： 貸与額 2,016,000円 （月額 56,000円 × 12月 × 3年）			504,000円 （年額100,800円 × 5年）	1,512,000円 （年額100,800円 × 15年）
	高 1	高 2	高 3	大 1	大 2	大 3	大 4	既返還額（自立促進 援助金支給済額）	今後の返還額
C	国公立： 貸与額 432,000円 （月額12,000円 × 12月 × 3年）			国公立： 貸与額 2,064,000円 （月額43,000円 × 12月 × 4年）				624,000円 （年額124,800円 × 5年）	1,872,000円 （年額124,800円 × 15年）
D	私立： 貸与額 2,016,000円 （月額56,000円 × 12月 × 3年）			私立： 貸与額 4,320,000円 （月額90,000円 × 12月 × 4年）				1,584,000円 （年額316,800円 × 5年）	4,752,000円 （年額316,800円 × 15年）

注 奨学金の貸与月額は，貸与者が負担する学費によって異なるため，国公立・私立及び高校・大学の区分ごとに，典型的・平均的な金額をモデルケースとして想定したものである。

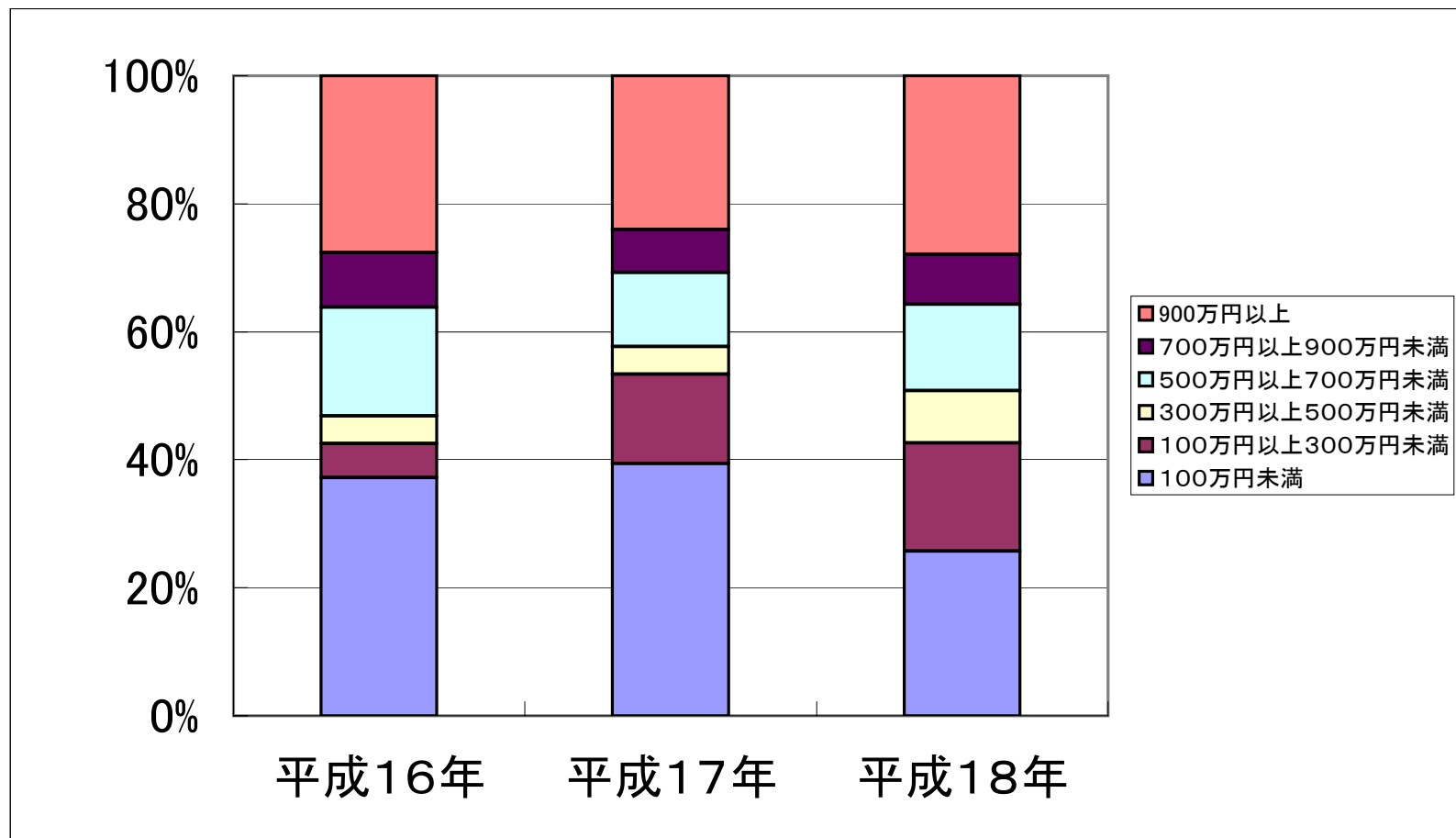
3 - (1) 同和奨学金の返還と自立促進援助金支給の関係



4－(1) 同和奨学金貸与者の貸与初年度調査における世帯収入の推移



4－(2) 同和奨学金貸与者の返還時調査における世帯収入の推移(平成16年度以降貸与者分)



(平成17年度返還分) (平成18年度返還分) (平成19年度返還分)

5 - (1) 国奨学金の返還免除基準及び自立促進援助金支給基準以内の収入限度額(モデルケース)

世帯状況 (モデルケース)	国奨学金返還免除基準 (生活保護基準の1.5倍)	自立促進援助金支給基準	
		高校奨学金	大学奨学金
本人(22歳)	247万2千円	523万円	573万円
本人(30歳) 配偶者(30歳)	365万8千円	645万円	721万円
本人(30歳) 配偶者(30歳) 子(1歳)	427万9千円	695万円	787万円
本人(30歳) 配偶者(30歳) 子(3歳) 子(1歳)	494万7千円	727万円	826万円
本人(22歳) 父(50歳) 母(50歳) 弟or妹(18歳・ 公立高校)	564万3千円	767万円	866万円

国奨学金の返還免除基準は世帯全員の収入，自立促進援助金の支給基準は世帯の最多所得者の収入によって判定される。

5 - (2) 国奨学金の返還免除基準等による返還対象者判定結果等について

1 自立促進援助金支給基準（日本学生支援機構の奨学金貸与基準）による判定結果

	支給判定対象者	支給	返還	辞退	返還者の割合
平成 17 年度	98 件	82 件	12 件	4 件	16%
平成 18 年度	220 件	192 件	16 件	12 件	13%
平成 19 年度	382 件	325 件	33 件	24 件	15%

返還者の割合は、(返還 + 辞退) / 支給判定対象者として算出

2 自立促進援助金支給判定対象分を国奨学金返還免除基準（生活保護基準の 1 . 5 倍）にあてはめた場合

	支給判定対象者	免除	返還	辞退	返還者の割合
平成 17 年度	98 件	50 件	44 件	4 件	49%
平成 18 年度	220 件	125 件	83 件	12 件	43%
平成 19 年度	382 件	201 件	157 件	24 件	47%

返還者の割合は、(返還 + 辞退) / 支給判定対象者として算出